

◎ 宗教法人法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○ 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(報告及び質問)</p> <p>第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人が第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いている疑いがあると認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは規則に違反し、又はその業務若しくは事業の管理運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために必要な限度において当該宗教法人の施設に立ち入ることができる。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>(報告及び質問)</p> <p>第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。</p> <p>一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。</p> <p>二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。</p> <p>三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号ま</p>

2 6 [略]

(勧告、命令等)

第七十八条の三 所轄庁は、宗教法人が第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いている疑いがあると認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは規則に違反し、又はその業務若しくは事業の管理運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該宗教法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた宗教法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 所轄庁は、第一項の規定による勧告を受けた宗教法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該宗教法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 所轄庁は、前項の規定による命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭であることを認めなければならない。

での一に該当する事由があること。

2 6 [同上]

[新設]

5| 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による勧告及び第三項の規定による命令をしようとする場合に準用する。

(公益事業以外の事業の停止命令)

第七十九条 [略]

2 [略]

[削る]

3| 第七十八条の二第二項及び第三項並びに前条第四項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

(審査請求の手續における諮問等)

第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十八条の三第三項の規定による命令、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしな

(公益事業以外の事業の停止命令)

第七十九条 [同上]

2 [同上]

3| 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明することを申し出たときを除き、口頭であることを認めなければならぬ。

4| 前条第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

(審査請求の手續における諮問等)

第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしな

ればならない。

2
〔略〕

（会社法の準用）

第八十一条の二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定は、前条第一項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に規定する事件の手續を開始した場合における宗教法人の財産の保全について準用する。この場合において、同法第八百二十五条第一項中「前条第一項の申立てがあつた」とあるのは「宗教法人法第八十一条第一項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に規定する事件の手續を開始した」と、「法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立て」とあるのは「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求」と、「同項の申立て」とあるのは「当該事件」と、同条第三項中「法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立て」とあるのは「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求」と、同法第九百六条第四項中「法務大

2
〔同上〕

〔新設〕

「臣」とあるのは「所轄庁又は検察官」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(随伴者に対する意見を述べる機会の供与)

第八十二条 文部科学大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証に関し宗教法人の代表者若しくは代理人若しくは第十二条第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人が意見を述べる場合又は第七十八条の三第三項の規定による命令若しくは第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に関し宗教法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合においては、これらの者のほか、助言者、弁護士等としてこれら者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、必要があると認めるときは、その意見を述べる機会を与える随伴者の数を三人までに制限することができる。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を

(随伴者に対する意見を述べる機会の供与)

第八十二条 文部科学大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証に関し宗教法人の代表者若しくは代理人若しくは第十二条第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人が意見を述べる場合又は第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に関し宗教法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合においては、これらの者のほか、助言者、弁護士等としてこれら者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、必要があると認めるときは、その意見を述べる機会を与える随伴者の数を三人までに制限することができる。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を

含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第三項、第五十一條第五項及び第六項、第七十八條の二第一項及び第二項(第七十八條の三第五項、第七十九條第三項及び第八十條第五項において準用する場合を含む。)、第七十八條の三第一項から第四項(第七十九條第三項において準用する場合を含む。)まで、第七十九條第一項及び第二項、第八十條第一項から第三項まで及び第六項、第八十一條第一項、第四項及び第五項、第八十一條の二において準用する会社法第八百二十五條第一項及び第三項並びに同法第九百六條第四項並びに第八十二條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十章 罰則

第八十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一〇九 [略]

十 第七十八條の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による当該

含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第三項、第五十一條第五項及び第六項、第七十八條の二第一項及び第二項(第七十九條第四項及び第八十條第五項において準用する場合を含む。)、第七十九條第一項から第三項まで、第八十條第一項から第三項まで及び第六項、第八十一條第一項、第四項及び第五項並びに第八十二條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十章 罰則

第八十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一〇九 [同上]

十 第七十八條の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十一 職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
〔略〕

十一 〔同上〕

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
<p>法律</p>	<p>法律</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>宗教学法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）</p>	<p>宗教学法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）</p>
<p>第九條、第十四條第一項、第二項（第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第四項、第二十六條第四項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八條の三、第二項及び第二項（第七十八條の三、第五項、第七十九條第三項及び第八十</p>	<p>第九條、第十四條第一項、第二項（第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第四項、第二十六條第四項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八條の二、第一項及び第二項（第七十九條第四項及び第八十條第五項において準用す</p>

〔略〕	〔略〕		<p>条第五項において準用する場合を含む。)、第七十八条の三第一項から第四項(第七十九条第三項において準用する場合を含む。))まで、第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項、第八十一条の二において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十五条第一項及び第三項並びに同法第九百六条第四項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
〔同上〕	〔同上〕		<p>る場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>